

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和4年10月24日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時20分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 12名 法第18条による委員数 27名
欠席委員	大見 由紀雄委員、横山 淳子委員、加藤 日登志推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	横山事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、松井主査、曾我主事、池田主事、白野
議事録署名者	2 中尾 充紀 委員 6 都築 英治 委員

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 2 中尾 充紀 委員 6 都築 英治 委員

また、欠席者は 7 大見 由紀雄 委員 11 横山 淳子 委員

1 加藤 日登志 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第39号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第39号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号30の1件です。申請内容は、売買が1件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するため、譲渡人の理由は、相手方の要望によるためです。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田501㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第40号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第2第40号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号117番から127番までの11件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が4件、農家住宅が2件、駐車場が2件、宅地分譲が1件、

粘土採掘場が1件、粘土集積場が1件です。

面積につきましては、田13,983㎡、畑441㎡、合計14,424㎡です。

それでは、説明案件に移ります。右上に日程第2第40号議案資料と書かれた資料をご覧ください。

今回は受付番号126番について説明いたします。

申請日は令和4年10月5日、同日農業委員会受付となっております。本件は賃借人が貸借人の所有する田を賃借し、粘土採掘場として一時転用するものです。事業期間については、令和4年12月1日より着工し、令和6年11月30日まで利用する計画となっております。

なお、本申請地の農地区分及び許可基準等につきましては、1ページをご覧のとおりとなっております。資料2ページが本申請地の位置図となっており、資料の概ね中心にある黒塗り部分が申請地となっております。続いて3ページが申請地の隣接地目が分かる資料となっております。具体的な利用計画などについては、4ページをご覧ください。

安城市粘土採掘及び砂利採取等行為に関する要綱に基づいて、隣地との境界から2.0メートルの保安距離をとり、安定勾配にて、最大9メートルの深さまで採掘する計画となっております。また、周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、雨水や採掘により生じる地下水は、ポンプアップし、沈泥池を設け十分に沈泥させてから上澄みの水のみを東側の排水路に放流する計画となっております。

利用期間終了後は農地復元計画に基づいて、埋め戻しは申請地から採取される粘土以外の良質土を使用し、●●地内の道路改良工事で発生する良質土とあわせて適宜転圧をかけ、作土についても採掘前と同じ厚さを戻すこととなっております。

申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む5条申請あわせて11件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件については、説明案件の他は、受付番号122番、124番及び127番で、それぞれ資料の5ページから7ページにかけて位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、10月12日水曜日に山村京子委員と神谷 誠委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

- 日程第3 第41号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3第41号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号13及び14の2件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田21, 252㎡、畑654㎡、合計21, 906㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

- 日程第4 第42号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき、審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第42号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案についてご説明申し上げます。

令和4年度農用地利用配分計画案の集計表をご覧ください。

農用地利用配分計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。

市は、農地中間管理機構からの依頼を請けこの配分計画の案を作成することになっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定では、この

案を作成するにあたり、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとするとしておりますのでご審議をお願いします。

今回は、耕作者の入れ替え及び、経営移譲に伴う権利の移転となります。

権利の移転を受ける者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地はご覧のとおりとなっております。

権利の移転をする農地の面積の合計は、198筆、258,109.95㎡です。

本日、農用地利用配分計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、都築英治委員に関する事項について審議いたしますので、都築英治委員は退席していただきます。

それでは、都築英治委員に係る配分計画案は、1ページ目の表の1人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

了承の声がありますので、都築英治委員に係る配分計画案は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしとすることですので、この部分の配分計画案は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、岩瀬正則委員に関する事項について審議いたしますので、岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に係る配分計画案は、1ページ目の表の2人目の行以降に記載されております。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

了承の声がありますので、岩瀬正則委員に係る配分計画案は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしとすることですので、この配分計画案は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第10号 専決処分について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第5報告第10号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号56から58の3件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が2件、住宅建築が1件です。面積は、田561㎡、畑282㎡の合計843㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号74から83の10件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が5件、公衆用道路が1件、敷地の拡張が1件、分譲住宅が1件、駐車場が1件、店舗が1件です。

面積は、田1,518.52㎡、畑1,112.04㎡の合計2,630.56㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号90から96の7件です。解約事由別にみますと、利用権を設定するため1件、売却するため1件、自作するため2件、他者に賃貸しするため3件です。面積は、田6,875㎡となっております。

続きまして、農地法第4条の確認願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号2の1件です。転用の事由としましては、農業用倉庫建築のためです。面積は、田199㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、1件です。申請地全体が住宅敷地として利用されていることが明確であり、住宅敷地内にある全ての建物が20年以上前に建てられた物であるためです。面積は、69㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の取下願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3の1件です。取下事由としましては、排水計画変更に伴い、申請地の変更があるためです。面積は、田235㎡です
以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について松井主査から次のとおり説明があった。

□ 不耕作地・違反転用農地の指導について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

先月の農業委員会にて、指導の必要のある不耕作地・違反転用農地を決定しました。そしてそれらの指導対象農地に対して、10月3日付けで指導文書を送付しました。

これを踏まえまして、対象農地の権利者に対する指導ですが、10月31日（月）を是正期限として通知文を送付させていただいております。また、指導文書と合わせて利用意向の確認書を同封させていただいております。その結果本日までに返答のあった利用意向確認書の内容と、権利者から事務局へあった相談内容等について取りまとめを行い、皆様には担当区域ごとにリストとしてお渡しさせていただいております。リストは、指導対象農地があった地区の方のみ茶封筒を配付させていただいております。その中に入っております。現地調査後の指導等を行う際の参考としてください。

なお、本日から10月31日までに返答のあった場合、該当する地区の委員には情報提供します。

では、今後のことについてご説明いたします。はじめに、不耕作地についての説明をします。農地パトロールにて指導対象農地としたものについて、11月に再び現地調査を行っていただきます。この現地調査につきましては、利用意向確認書の返答のあるなしに関わらず、すべての不耕作地の確認をお願いします。そして、現地調査の結果、現場が改善されていない農地につきましては、電話や訪問等による直接指導をお願いします。是正指導を行っていただくに当たりまして、土地所有者又は連絡先が不明な場合や、市外在住者で指導が難しい場合などありましたら、事務局において可能な限りの情報収集を行い、協力をさせていただきますので、事務局へご相談ください。

なお、利用意向確認書に対して貸付又は売却を希望と返答があった地権者に対しては、事務局から別途、貸付方法や売却方法等の通知を11月初旬に送付させていただく予定です。借り手や買い手が見つかるまでは、あくまでご自身で管理をしていただかないといけないということを明記しています。今後指導を進めていく中で、具体的に売却や貸付の話があった場合も、事務局へご相談くださいようお願いします。

指導方法につきましては、定例会資料1ページ資料1をご覧ください。指導対象農地権利者に対する指導方法について記載をさせていただいております。不耕作地については、不耕作に至った経緯や、今後の意向確認等をしていただき、適切な指導をお願いします。貸付や売却、転用などといった相談があるかと思いますが、ご対応をお願いいたします。

指導後は、5ページにあります報告書に指導結果を記載して、次回11月開催の農業委員会でご提出ください。指導を行った日付は、実際に権利者に指導した日以外でも、時間を作って訪問したが会えなかった場合等も含めて記載をお願い

いします。合わせて、指導を行うのにかかった時間も併せてご記入をお願いします。また、報告書の中に「通知要否」とあり、「要・否」とありますが、この報告書をもとに12月に事務局でも現地確認を行い、改善が見られない農地につきましては、1月に再度指導文書を送付します。その際に再度指導文を通知すべきかどうかの意見を記入していただく箇所となっております。

こちらの報告書につきましては、現地調査後草が刈られており、指導をしていない農地についてもその旨ご記入をお願いいたします。

次に、違反転用農地に関する確認について説明します。この活動は、違反転用していることを周知し、将来の改善に向けた確認、そしてこれ以上違反転用を増やさない予防策としておこなっていただきます。そのため、現地の状況に変わりがなければ把握するために現地調査はすべておこなっていただきますが、権利者への確認については、委員または事務局に権利者から相談のあった案件や、数年前から違反転用状態が継続し、その後の変化が見られない場合は不要です。

確認内容としましては、資料2ページの「違反転用の確認について」にしたがって、現地調査及び権利者の確認をしていただき、(3)のとおり、現状が違反状態、違法行為であり、解消する必要があることを伝えていただきます。相談として、(4)のとおり、原則農地として復旧していただく必要がありますが、やむを得ない必要がある場合は、その必要性、場所により農振除外や農地転用の見込みのある場合もございますので、担当職員と打ち合わせの上、ご協力をお願いします。

違反転用についても、不耕作地と同じように、対応履歴を記載した「違反転用農地リスト」を茶封筒の中に入れていただきましたので、参考にしてください。確認後は、7ページにあります報告書に確認結果を記載して、次回11月開催の農業委員会でご提出ください。

違反転用農地については、是正や転用の相談等あるかと思えます。具体的な話が出るようでしたら、事務局へお問い合わせください。

なお、今後の確認や指導及び報告は、すべての委員が行うものではなく、本日茶封筒をお渡しさせていただいた方のみになります。お手元の茶封筒の中には、担当区域のリストと、現地確認をしていただくためのA4の地図と、報告書とその記入例を入れております。

不耕作地については、不耕作地リストの右のほうに「対応履歴」「利用意向希望」とありますが、「対応履歴」は指導文書を送付後、事務局の方に何かしら反応があったことなどについて記載してあります。また「利用意向希望」には、指導文書と一緒に送付した利用意向確認書について、返信があったものについて記載してあります。

「貸付」と記載があるものは、不耕作地の所有者が誰かに農地を貸したい旨の

返信があったものです。「自ら耕作」と記載があるものは、不耕作地の所有者が今後も自分で耕作する旨の返信があったものです。「売却」と記載があるものは、不耕作地の所有者がその農地を売却したい旨の返信があったものです。

「対応履歴」「利用意向希望」の欄が空欄になっているものについては、指導文書送付後、事務局の方に電話などもなく、利用意向確認書の返信がない農地になります。

違反転用農地については、違反転用農地リストの右のほうに「対応履歴」として、指導文書を送付後、事務局の方に何かしら反応があったことなどについて記載してあります。

次に、A4の地図ですが、地図の中心部分に着色してある箇所が該当の指導対象農地です。

来月の農業委員会で地図及び報告書のご提出をお願いします。茶封筒は、指導対象農地のある地区の農業委員及び推進委員にお渡ししておりますので、指導・確認につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員のどちらかの方におこなっていただければ良いので、各担当区域で分担していただいても構いません。もちろん、一緒にしていただいてもかまいません。確認・指導を行わなかった方や、担当区域に指導対象農地がなかった方等は、ご提出いただかなくて結構です。

また、夏に現地調査を行っていただいた際の地図を事務局に返却していただいたと思いますが、もしそちらを使って調査したい方がいらっしゃいましたら、地図をお返ししますので、お申し付けください。

また、業務をする中で、様々なケースが想定されると思いますので、何かあればいつでも事務局の方に個別でお問い合わせください。

最後になりますが、事務局として1件でも多くの農地が適正な状態へ戻るように、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えています。安城市内の農地の適正管理の為、日頃より大変ご尽力していただいておりますが、引き続きお力添えをよろしく願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○杉浦 和彦委員

指導にあたって、指導した不耕作地、違反転用の農地の地権者の人から電話があり、駐車場と草を刈れという指導であったようです。「11月まで駐車場を借りている人が、他の場所に駐車場を借りて、12月から移動するので待ってくれ」と言っていました。また、草を刈れということも、「草を刈ります」と報告してもらいました。しかし、「自分はやっても、やらない人もいる。不公平だ」と腹を立てている様な話し方でした。私としては、「農業委員会に話をしておきますね」

と言っておきました。「罰則なり、法律的にどうだとは、農業委員会ではできない。指導するだけだ」とその人には言いました。このような話があったので報告します。

○林 会長

違反転用農地だったのですか。

○杉浦 和彦委員

駐車場と果樹が植わっている。草だらけになっているから、この様な指導だったようです。

○林 会長

実際には、駐車場にしているとそこは違反転用になってしまいます。駐車場を他に移して農地に戻せば違反転用ではなくなります。

○杉浦 和彦委員

この方は、指導のとおり農地に戻すが、やられていない方に対して腹が立つようでした。「不公平ではないか」と言っていました。とりあえず、話を聞きました。

○林 会長

違反転用のところを無くせば、この人は転用できるかもしれないが、今の状態では正規の転用ができないです。正規の転用ができるので、喜んでもらいたいです。

○杉浦 和彦委員

「市役所にも言います」と言っていました、話はありませんでしたか。

○林 会長

何かこのような話がありましたか。

○松井 主査

ありがとうございます。色々な方からご連絡を頂いているため、個別に連絡くれたのかは伺っていないが、実際、違反転用、不耕作に対して、不公平というご意見は出てきます。やはり、原則、今会長がおっしゃったとおり、そもそも違反状態、不耕作状態は、ご本人様が是正していただく必要があります。また、私どもとしては、そういう状態を発見した時に手続きの指導をさせて頂くという答え

になると思います。ご意見として頂きたいと思います。ありがとうございました。

○杉浦 泰昭推進委員

先程の、杉浦委員の駐車場の件ですが、●●町の方なのですが、自分が推進委員をやった時以前から違反転用となっていました。草もボウボウ、指導も何度もしました。そのようなずるい方なので、丁寧に指導していくしかないと思いました。指導の基準として、人間の高さくらいに草がなったら指導するとしています。色々な方がみえるが、なるべくトラブルを避けつつも指導していくしかないかと思います。この件に関しては、曾我君も頭を悩ませている案件なので、その方は、他の地区で会社をやっています。法人なので、駐車場の転用を何回も行っているようです。ただ、●●町の田は、会社ではなく個人のものなので、違反転用をしている。会社の方は、違法にならないようにしている。これからもがんばって注視していきたいと思います。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

連絡報告事項に入る前に、1点お詫び申し上げたいと思います。先程、ご審議頂きました議事の内容に誤りがございました。その旨をご報告させていただきたいと思います。

日程第2第40号議案としまして、第5条の転用の申請について、別添の資料、図面のある資料ですが、その3ページ目に土地の登記をとった図面があります。そのうち、今回対象であります183番という地番に誤りがございました。田、1,395㎡とありますが、正しくは、2,890㎡です。誠に申し訳ございませんでした。今後、この様なことがないように注意しますのでよろしく願います。

1 秋季粘土採掘場現地調査について

8ページ、資料2をご覧ください。

毎年、春と秋に実施しております粘土採掘場の現地調査ですが、秋季の現地調査を11月16日水曜日に予定しております。調査箇所数は、12か所、総面積で80,250㎡余りでございます。

次に調査員としましては、6月と同様に推進委員3名、事務局3名、愛知県職員2名、合計8名を予定しております。推進委員には、加藤日登志推進委員、阿部政夫推進委員、杉浦宗明推進委員の3名の方に、既に事務局担当からその旨のお願いをさせていただきました。

次に、調査事項といたしましては、「5」にありますように、危険防止対策の有無、道路・水路の保全状況、産業廃棄物の不法投棄の有無などでございます。調査終了後は、参加された推進委員、愛知県、事務局で結果を分析いたしまして、問題があると判断した場合には、施工事業者には是正を求めていくこととなります。

その結果につきましては、後日の定例会にて報告をさせていただきます。

2 デンパーク年間パスポートの購入あっせんについて

本市の貴重な観光資源であるデンパークの入園者数の増加に資する取組の一環として、年間入園パスポートの購入をあっせんさせていただきます。

今月の開催通知とともに申込書を事前に送付させていただきましたので、購入を希望される方につきましては、所定の事項を記入の上、本日の会議終了後までに事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、料金につきましては、前年と同額で、個人パスポートが2,800円、家族パスポートが6,800円です。

代金は、来月の農業委員会の際に、パスポートをお渡しするのと引き換えに、現金で集金させていただきます。購入される方はお手数ですが、お釣りのないようにご用意くださいますようお願いいたします。

3 最適化活動の活動記録について

こちらにつきましても、今月の開催通知とともにA3の活動記録を記録する用紙を同封させていただきました。様式は、オレンジ色の農業委員会活動記録セットにあるものと同じでございます。

本来であれば、9月の定例会にて、あらかじめ、ご案内すべきでございましたが、突然の依頼となり大変申し訳ございませんでした。皆様の活動記録の状況を正直に記載していただいて構いませんので、4月分から9月分までの活動状況を記載の上、事務局にご提出いただきますようお願いいたします。

4 次回予定

11月22日(火) 午後1時30分安城市役所本庁舎2階第4会議室運営委員会、午後2時30分安城市役所本庁舎3階第10会議室定例会、午後3時30分安城市役所本庁舎3階第10会議室研修会を開催いたします。

研修会は、今後導入を予定しておりますタブレット端末について、概要、現在の状況、今後の予定について、お話をさせていただきます。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○稲垣 英男推進委員

今更こんなことを聞いて申し訳ないですが、最適化活動とは、実際推進委員としてどの様なことをやればよろしいでしょうか。

○杉浦係長

基本的に最適化活動ですが、具体的には、農地の集積、集約をはかる為の活動、遊休農地発生防止の取り組み、新規参入の促進活動、それに伴う意向の確認等、現場の動きを把握して、それをもって今後農地集積、集約可能かどうか現場の声を聞いていただくということが、最適化活動の一つです。

○稲垣 英雄推進委員

不耕作地があれば特にそういうことが出てくるということでしょうか。

○杉浦係長

正直言いますと、全ての集積、集約が終了して、不耕作もなく、新規参入も皆さんどんどん入ってきます、ということであれば、やることは無いですが、今の現状では、不耕作地等もあるので、今後、遊休農地化する恐れがあるので、それに対して指導をして頂くのが、最適化活動の一つです。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時20分、議長は閉会を宣する。